

くまもと

サーキュラーエコノミー研究会

第1回セミナー（要事前申込）

第1回セミナーでは、環境省廃棄物規制課の松田課長より、令和6年5月に公布された「再資源化事業高度化法」についてご講演頂きます。この法律は、サーキュラーエコノミーへの移行を目指し、資源循環の取組を促進するため、製造業者等が求める質と量の再生材を供給するための廃棄物再資源化事業を発展させることを目的としたものです。

また、石坂グループの石坂環境事業部長からは、「～動静脈を結ぶリーディングカンパニーであるために～」と題し、プラスチックリサイクルを中心とした同社の活動等について、ご講演頂きます。

当研究会は、循環資源の活用、廃棄物の発生抑制などにより、資源消費の最小化を図り、更にバイオマスの利活用を促進することで、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することを目的としています。

会場

ホテル熊本テルサ

（熊本市中央区水前寺公園28-51）

2F ひばり（13:30 開場）

セミナー

14:00 開会

14:05～15:05

再資源化事業高度化法について

講師：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 課長 松田 尚之氏

15:15～16:15

～動静脈を結ぶリーディングカンパニーであるために～

講師：有価物回収協業組合 石坂グループ 理事 石坂 繁典氏

16:15～16:20 質疑

16:25 閉会

開催日時

1月31日（金）

14:00～16:25

【参加申込の〆切】

1月28日（火）

【備考】

- ・セミナーの参加には事前の申し込みが必要です。（裏面参照）
- ・当研究会に入会されていない方でもセミナーに参加可能です。
- ・会場の都合により、先着順とさせていただきますので御了承ください。
- ・セミナー参加申込書、当研究会の規約は県HPに掲載しております。
「くまもとサーキュラーエコノミー研究会」で検索してください。

【申し込み・問い合わせ先】

くまもとサーキュラーエコノミー研究会事務局

（熊本県 循環社会推進課） 担当：大津

Mail : junkanshakai@pref.kumamoto.lg.jp TEL:096-333-2628

くまもとサーキュラーエコノミー研究会
第1回セミナー参加申込

開催日時 令和7年1月31日(金) 14:30~16:25
場 所 ホテル熊本テルサ 2F ひばり

提出先

熊本県サーキュラーエコノミー研究会事務局
(熊本県循環社会推進課)
Mail: junkanshakai@pref.kumamoto.lg.jp

申込者

名 称 :
住 所 :
代表者名 :

担当者名 :
" 所属 :
" 電話 :
" Mail :

第1回セミナー参加者

所属	氏名

- ・第1回セミナーの申し込みは、1月28日(火)までをお願いします。
- ・会場の都合により、先着順とさせていただきますので御了承ください。
- ・当会に入会されていない方でもセミナー参加可能です。

くまもとサーキュラーエコノミー研究会規約

(名称)

第1条 本会は、「くまもとサーキュラーエコノミー研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

(趣旨)

第2条 サークュラーエコノミー(循環経済)への移行に係る調査・研究等を行うことで、循環資源の活用、廃棄物の発生抑制などを図り、資源消費の最小化、更にバイオマスの利活用を促進し、循環型社会の形成に資することを目的とする。

(活動)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) サークュラーエコノミーへの移行に関する情報や知見の収集、技術の習得
- (2) 前号の活動により得た情報等を地域に実装するための研究
- (3) その他前各号に掲げる事項に関連する情報の交換及び研究

(会員)

第4条 会員は、県内で活動する前条各号に掲げる活動に賛同する企業、団体、大学等及び市町村等並びに県関係機関で構成する。

(会員の責務)

第5条 会員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

(入会の申込み等)

第6条 研究会に入会しようとする者は、別記入会申込書を事務局に提出しなければならない。

- 2 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、変更があった事項について事務局に届け出なければならない。

(退会)

第7条 研究会を退会しようとする会員は、退会届を事務局に提出しなければならない。

- 2 会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(事務局)

第8条 研究会の事務局は、熊本県環境生活部環境局循環社会推進課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、事務局において別に定める。

附 則
この規約は、令和7年1月9日から施行する。

(別記)

入会申込書

令和 年 月 日

くまもとサーキュラーエコノミー研究会 事務局

名 称
申込者 住 所
代表者名

くまもとサーキュラーエコノミー研究会規約第6条に基づき、入会を申し込みます。

入会に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令及び条例等を遵守することを誓います。

担 当 者	所属： 氏名：
電話番号	
連絡用e_mail	
団体等の 概 要	(1) 従業員数 又は会員数 人 (2) 事業（活動）の内容

